議会だより ふたば

第117号
平成28年11月

発行：福島県双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎０２４６－８４－５２００（代表）

第３回町民作品展・第29回双葉町総合美術展

～10月25・26日郡山ビックアイ～

主な内容

平成２８年第３回定例会
・このようなことが決まりました …… Ｐ２～３
・採決状況 …… Ｐ４
・決算審査意見書 …… Ｐ５
・行政視察レポート …… Ｐ６～７
・一般質問 …… Ｐ８～10
議会全員協議会 …… Ｐ11
議会のうごき …… Ｐ12

ずっと、ふるさと。
双葉町。

第３回 定例会 ９月８日～15日

平成２８年第３回議会定例会は、９月８日から１５日までの８日間の日程で開かれました。

平成２７年度決算の認定をはじめ、条例の改正、補正予算などの議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

条例の改正

●双葉町税条例の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴うもの。

町民税所得割の税率１００分の６を特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額においては、１００分の３の税率で町民税の所得割を課す。

●双葉町国民健康保険税条例の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人の等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴うもの。

国民健康保険税の算定基礎として次の４項目のうち、

①所得割　②資産割　③均等割　④平等割

①の所得割の算定時に、住民税で分離課税される特例適用配当等の額を所得金額に含め算定する。

●双葉町コミュニティーセンター条例の一部改正

帰還困難区域内での一時立入者向け休憩施設として使用するための改正。

コミュニティーセンターの施設を占用して使用させる規定及び施設の一部を目的外に使用させる規定について、当分の間適用しないこととするもの。

【人　事】　双葉町教育委員会委員

髙野春美さん
（下条）

任期：平成２８年１０月２８日
～平成３２年１０月２７日

髙倉洋尚さん
（新山）

任期：平成２８年１０月７日
～平成３２年１０月６日

補　正　予　算

老人福祉費

敬老会記念品
16万2千円追加

電算処理事業費

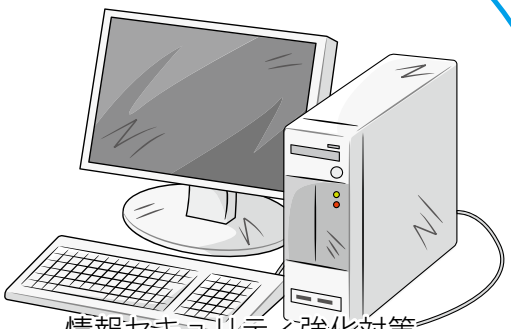

情報セキュリティ強化対策
業務委託料
2,175万4千円追加

文化振興費

相馬流山踊り保存会補助金
30万円追加

文化振興費

歴史民俗資料館収蔵資料
データベース化業務委託料
151万2千円

上記記載のほか、主な補正予算

共同墓地不動産鑑定評価業務委託料
６１万円

・共同墓地測量・実施設計業務委託料
８５０万円

・地域密着型サービス等整備助成事業補助金
３，２００万円

・町道等環境整備業務委託料
２００万円

介護保険基金積立金

介護給付費準備基金積立金
3,999万9千円

９月定例会の採決状況

件　　名	議決結果
双葉町税条例の一部改正について	原案可決
双葉町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
双葉町コミュニティーセンター条例の一部改正について	原案可決
平成２８年度双葉町一般会計補正予算（第３号） 総額１１１億４，３５９万７千円	原案可決
平成２８年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） 総額１７億１，９１８万８千円	原案可決
平成２８年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号） 総額３億６７６万９千円	原案可決
平成２８年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第１号） 総額１１億２，３９９万４千円	原案可決
平成２８年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） 総額３，６８７万５千円	原案可決
平成２７年度双葉町一般会計決算の認定について	認定
平成２７年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について	認定
平成２７年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について	認定
平成２７年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について	認定
平成２７年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について	認定
平成２７年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について	認定
平成２７年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定
双葉町教育委員会委員の任命について	同意
双葉町教育委員会委員の任命について	同意

平成２７年度決算

（決算の認定）

【一般会計・特別会計決算】

歳	入	１１３億9,027万4,376円
歳	出	１０６億7,363万5,828円
差	引	７億1,663万8,548円

平成２７年度決算は上記のとおり認定されました。
詳しい内容は、「広報ふたば１１月号」４～６　ページをご覧下さい。

双葉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況に関する意見書

【総合審査意見】

平成２７年度双葉町一般会計並びに特別会計の審査については、予算執行状況は適正と認められました。

一般会計並びに特別会計について、歳入決算総額は、前年度に比べ３９８億５，６９６万４，２２７円（７７．８％）の減、歳出決算総額は、３９７億３，１６５万８，８５６円（７８.１８％）の減となっています。不納欠損額については、一般会計、特別会計、あわせて１，９９６万６１０円、収入未済額は２億７，７８９万５，５１４円です。

双葉町財政健全化については、平成２７年度単年度では１０．８％であり、実質公債費比率１２．６％（３カ年平均）で、１８％を下回っています。

経常収支比率は、前年度に比べ８．７％増加しておりますが、この要因は臨時財政対策債の借入をしていないためです。前年度、臨時財政対策債を除いた額との比較では１．４％減少しております。

基金は、後年度の財政負担と、復興推進のために積み増しをしていくべきと考えます。平成２７年度は、前年度より２９億５２９万５７３円増加し、現在高は５５３億4,６９６万9,７３２円となっています。また、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金については、慎重でありながら、有効に活用していただきたい。

東日本大震災から５年が過ぎましたが、思うように生活の基盤を築けない方も多数おられると思います。昨年度も述べましたが高齢者の生活支援をしっかり続け、帰還に向けての取組みに関しては、絶対の安全性を確保し、除染やインフラ整備もあわせて進めて頂きたいと思います。

平成２８年度にも復興に向けた予算が多く提示されておりますが、依存財源であることを考え経費削減並びに適正な運営に取り組んでいただきたい。

以上、申し上げまして、平成２７年度の決算審査にかかる意見とします。

平成２８年８月

双葉町監査委員　五十嵐　一　雄
双葉町監査委員　高　萩　文　孝

視察レポート

7月27日～29日

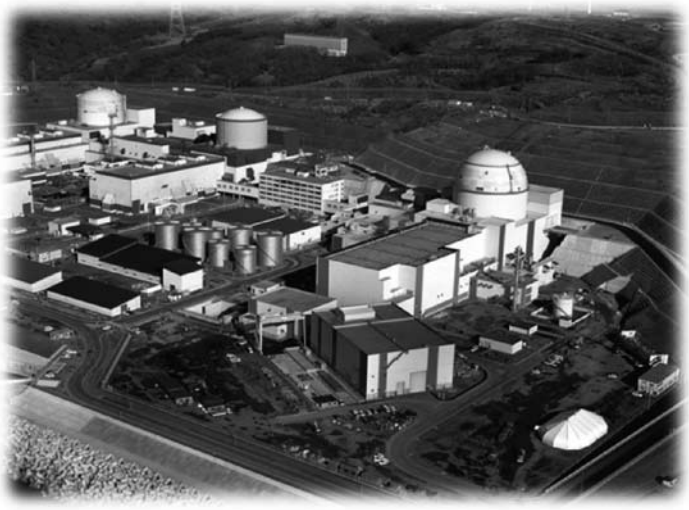

【北海道電力・泊原子力発電所】

３基ある原子炉は、東日本大震災後の定期点検から停止しており、北海道電力では、火力・水力・地熱等をフル回転し道内に電力を供給しています。

また、自然災害による事故を未然に防ぐことを念頭に、様々な安全対策を講じ、万が一事故が発生した場合には、その影響を可能な限り減らすことに全力をあげて取り組んでいます。

【佐々木清一 議長】

泊村は、財政的には国の不交付団体として、安定した行政運営が図られていたが、福島の事故後、全てのプラントが停止状態、この状況が長期間続けば、近い将来交付団体になる可能性を危惧している。万が一事故が起きてしまえば、村民が避難する道路が大変少なく、福島の事故後、新たな交通網として避難道路の整備建設が進められている状況であったが、完成までに10年かかるとのことであり、早期の完成を目指していただきたいと思う。

泊原子力発電所は、事故後、安全対策に約２千億円を投資し、発電所の安全・安心な取組を目で見ることができた。万が一の事故による電源喪失への対応や原子炉を冷やす冷却水の確保の状況、また新たに免震棟の新設などの工事が実施されていたが、事故はいつ起きるか分からない。もう一度、福島の事故を教訓に、二重にも三重にも安全対策を取るべきであると思う。

【岩本久人副議長】

泊村は、財政力指数１をはるかに上回る不交付団体であり、税収の中では、原発関連施設の法人税、固定資産税の割合が高く、原発への依存度が突出している。福島の事故後に泊発電所周辺地域原子力計画修正概要の説明を受けた。現行の北海道地域防災計画を改正し、事故時に迅速かつ的確な対応を図るための修正とのことである。

泊原子力発電所視察では、福島の事故を踏まえた地震・津波による電源確保や冷却設備など、原子力発電所の安全を守るための「止める」「冷やす」「閉じ込める」の多重多様な安全対策について説明を受けた。

安全対策はこれで十分と言うことはないはず。福島第一原発事故と同じ事故を二度と起こさないという安全性向上への追求に終わりはないという姿勢を感じた。

【清川泰弘議員】

泊村は人口約２千人の村で交付金を受けておらず健全な財政である。また人口増のため様々な事業を進めているとのことである。

泊原子力発電所については、福島原発の事故を踏まえ、発電所の安全はもちろん、地域住民の安全・安心を第一に考え、再起動には十分道民の理解を得ながら運転をしていただきたい。

北海道行政

泊村は北海道の西部積丹半島の南西に位置し日本海と山々に囲まれています。人口はおよそ１７５０人、漁業・観光が基幹産業で、北海道では唯一地方交付税の交付を受けない「不交付団体」です。

現在は、定住促進施設や光ファイバーを活用した情報化事業の推進を図り、泊村に『住みたくなるような』環境を整えるため、様々な取り組みを行っています。

【泊村役場庁舎】

【菅野博紀議員】

泊村では、万が一の原子力発電所の事故に対して、避難道路の建設や避難場所の確保などの対策が、十分にできていた。今後、町に帰還した時に、大いに役立つ話もあり大変有意義なものであった。

泊原子力発電所では、万が一の事故に備えて電源確保のためディーゼル発電機の高台移転、冷却水の確保、津波対策など、対策が万全にできているように思えた。比較的新しいプラントが多く、発電期間よりも停止期間が長いプラントもあり、今後の国の対応を注目していきたい。

【高秋文孝議員】

泊村では、泊発電所の固定資産税等により、現在は財政力指数も高く財政は豊かであるが、今後の状況によっては不安材料が多く出てくるのではと感じた。

泊原子力発電所の視察では、様々な対策を実施し、多種多様な安全対策を進めているが、事業者として「それでも事故は起こりうる」「安全を守るのは人」の考えに立ち、重大事故に備えて更なる設備の設置、継続的な防災訓練も実施し、事業者としての責任の基に、より一層の安全対策を目指した取組を実施していると感じた。

【白岩寿夫議員】

泊村は「エネルギーのふるさと」として、水産業、観光、教育、スポーツ交流に力をいれ、医療、福祉を充実させ、生活すべての安全を計り、発電所を誘致し北海道の電力を供給し、発電所と共存する村へと歩み始めた。「住んでみたい、住みたくなる」そんな「ふるさと作り」をテーマに掲げ、村外からの移住者を増やすために定住促進事業、緑豊かな生活環境の整備など、行政と村民が一体となって取り組んでいる。

泊発電所の防災対策は、より良い防災計画へと修正されているが、いざ事故が起きてしまったら、マニュアルとおりに対応がなされるのが重要であり、今後の課題であると考える。

【羽山君子議員】

泊村は、予算の75％が電力会社からの固定資産税や交付金、補助金で賄われている。

これからは、第三次産業に力を入れていきたいと述べられ、その中での村づくりをしており、交付金や補助金減を見据えながら、村財政を大切に使われていることに感銘を受けた。

泊原子力発電所については、福島の事故を踏まえ、安全対策に多重多様の対策が取られており、職員から「安全性の追求には終わりがない」との話に、そのことを実際に実践されている最中だということを認識した。

一般質問

町政を問う

議員２名が質問

羽山君子 議員

1．自民党から要請のあった夏休み中の除染土壌受け入れについて

2．帰還困難区域の取り扱いについて

3．避難指示の解除と町民の帰還について

4．精神的苦痛に対する慰謝料について

菅野博紀 議員

1．中間貯蔵施設について

2．双葉町幼小中学校の対応について

3．双葉町復興計画について

4．補償・賠償について

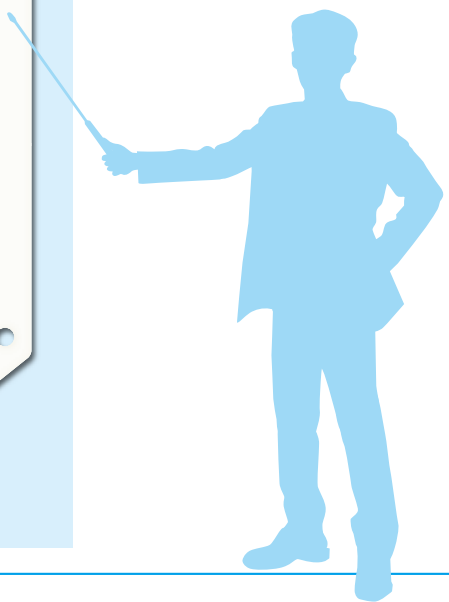

【一般質問とは】

議員が町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただすものです。

羽山君子議員

町有地への除染土壌受け入れ

問 町民の意見集約の際、議会の意思をどのように伝えたか。

答 「まずは、町民の意見を集約すべき」との意見が出されたと、意見集約に至った経緯を簡潔に説明した。

質問 自民党から要請のあった夏休み中の除染土壌受け入れについて、町民の意見を集約する際、議会の意思をどのように伝えたか。

町長 『まずは町民の意見を集約すべき』との意見が議会から出されましたと、意見集約に至った経緯を簡潔に説明しました。

質問 夏休み中に汚染土壌は搬入されたのか。

町長 7月30日から、町内の保管場に搬入しています。これは、今年度町に割り当てられた分の輸送量を振り替える形で実施したものです。

質問 町有地の場所は決定されたのか。

町長 双葉総合公園を使用させる考えです。一時使用させる町有地の選定にあたっては、まとまった平地があることやアクセスの利便性などを比較検討し、このような結論としました。

質問 町有地の使用期限は。

町長 行政財産の使用を許可した場合の期間は、双葉町財務規則第179条第2項において、「原則として1年を超えることができない。ただし、更新を妨げない。」となっています。具体的な期限については、環境省と協議してまいります。

質問 町有地の貸し付けは、有償か無償か。

町長 公共用に供するものであるため、無償とする予定です。

帰還困難区域

質問 帰還困難区域の取り扱いについて、町は復興加速化本部にどのような要望をされたのか。

町長 ①帰還困難区域全域の避難指示解除がなされるよう、国が責任を持って取り組むこと、②町の中長期的な構想についても、国がしっかりと受け止め、復興を果たしていくという国の強い意志を示すこと、③復興拠点の整備計画について、魅力ある住環境と産業基盤を兼ね備えたものとすること、④区域見直しを行わないことによる風評被害により、町の復興が遅れることが決してないよう、十分な工夫をすること、⑤今後とも避難を強いられた状態が長期間続く双葉町の特殊な実態を理解し、被害実態に即した賠償や生活再建支援を実施すること、などを政府に提言するよう求める、10項目に渡る要望書を、与党の両復興加速化本部長に対し、提出しています。

避難指示解除と帰還

質問 除染、家屋の解体及び避難指示の解除はどの様に行われるのか。

町長 個別具体的な地区の除染、家屋解体、避難指示解除等の時期やその進め方については、今後、ようやく具体的な協議が始まるところです。

質問 除避難指示が解除され、町民が戻っても燃料デブリや廃炉作業が終わるまで、数十年間危険と隣り合わせの生活になることをどのように考えるか。

町長 廃炉作業が安全かつ確実に行われることは、町の復旧・復興、帰還を果たしていく上での大前提であると考えていますので、国・東京電力に対し、安全かつ確実な廃炉作業を引き続き行うよう強く求めてまいります。

慰謝料

質問 避難生活が続き、精神的苦痛は増加するとも無くならない。東電は精神的な苦痛の継続に見合った慰謝料を継続的に支払うべきと考えるが、見解を伺いたい。

町長 7月27日、鎌田会長をはじめとする原子力損害賠償紛争審査会の委員各位が、経済産業省及び文部科学省と町内視察を行った際、鎌田会長に要望書を手渡し、被害者一人ひとりの被害実態に即した賠償について、町として改めて強く求めたところです。国・東京電力に対し、今後とも、被害実態に即した丁寧かつ確実な賠償を強く求めてまいります。

また、あわせて、今後とも長期的な避難生活を強いられることが見込まれる双葉町民に対する生活再建支援についても国に対して強く求めてまいります。

菅野博紀議員

中間貯蔵施設

問 中間貯蔵施設関連で、パイロット搬入と学校施設除染で出たものと二通りあるが違いは何か。

答 当初から計画されていたものか、今年度になって新たに計画したものかの違いがある。

質問 パイロット搬入と学校施設除染で出たものなど二通りあるが、それぞれの違いを伺いたい。

町長 平成28年度の輸送については、環境省・県・市町村が昨年度から調整してきた中で実施されているものであり、各市町村からの意向を十分に配慮して、決定していると聞いています。搬出元の市町村におきましては、仮置場地権者をはじめとする地域住民の意向や除染土壌を掘り起こす予算の確保など、地域特有の事情があるため、学校施設除染で出たものを最優先で搬入するということが、必ずしもできていない事情があります。

学校施設除染で出た土壌等の輸送については、自民党から双葉・大熊両町に町有地使用の要請があったことをきっかけに実施されることとなったもので、今年度予定されています、輸送とは別に搬入されるものです。

これら2つには、当初から計画されていたものか、今年度になってから新たに計画したものかの違いがあるほか、当初計画の輸送が中間貯蔵施設建設予定地内に既に整備されている一時保管場に搬入されるものであるのに対し、学校等の除染土壌は、一部当町の輸送を振り替える形で実施されるものがあるものの、環境省に今後一時使用させることとなる町有地に搬入されるという違いがあります。

質問 学校施設除染で出たものを最優先で搬入するのが当たり前と思えるが、町民会議までしてまでも対応するべき問題なのか。

町長 議会全員協議会において、「まずは町民の意見を集約すべき」との意見が出されたことを踏まえたものです。各界・各層から幅広く意見が集約できる町民会議の開催という手法が最も効果的であると考え、この方法を採用しました。

幼小中学校の対応

質問 中学生海外派遣事業で問題があったと思うがどの様にお考えか。

教育長 実施内容手続き等に問題はなかったと思っています。

現在、町立学校には区域外就学をしている中学生がおりますが、その生徒たちからは、給食費、学用品費、修学旅行費等の負担をお願いしています。そういう状況から判断しまして、今回の海外派遣事業の経費の約1割・5万円の負担をお願いする根拠というものは十分ありますし、やむを得ないという判断をさせていただきました。手続きについては3月の議会全員協議会で、区域外就学をしている生徒には経費の負担をお願いすることについて説明し、議員の皆さんから特に異論はなかったと思っています。

その後、5月の町の広報誌・ホームページにて募集要項を発表し、区域外就学をしている生徒には経費の負担について明記しました。募集期間の中で14名の応募があり、その中には区域外就学生徒からの応募はありませんでした。6月の定例議会で予算が承認され、14名の派遣が確定しました。

負担内容について問題があったのではないかとのご意見については、これまでの議員の皆さんの学校教育に対する支援、そして子供の心情に寄り添った方針というものを、十分に配慮すべきというふうに思っていますので、次回以降、様々なご意見を頂きながら検討していきたいと思っています。

避難生活

質問 復興祈念公園など用地売買後の住民票の対応について。

町長 住民票の取扱いについてはこれまで国・県と協議を進めていましたが、明確な方針が示されていなかったため回答ができませんでした。

町としましては、避難生活を余儀なくされている町民の方が、震災前に住んでいた土地を公共事業等で売却等をした後でも、引続き町内に転居し住み続けたいと意思のある場合には、現在の住民票をそのまま置けるものとし取り扱うことを考えています。

補償・賠償

質問 町では国・県の要望には対応しているが、今後の町民の補償・賠償についてどの様に考えているのか。

町長 （羽山議員の「慰謝料」に関する質問と同様の回答です。）

議会全員協議会

8月31日・9月12日～13日・9月15日・10月19日

◆８月３１日

・定例会議案について

◆９月１２日・１３日

・定例会議案調査

◆９月１５日

・中間貯蔵施設に係る施設整備等の進め方について【環境省】

用途取得・施設整備・輸送について、環境省福島再生事務所調整官から説明を受けました。

・福島第一原子力発電所廃棄物関連設備および施設の新・増設について

【東京電力ホールディングス㈱】

事前了解の対象となる廃棄物処理関連施設（固体廃棄物貯蔵庫10棟～13棟）の増設について、東京電力から説明を受けました。

・帰還困難区域の取り扱いについて【原子力災害現地対策本部】

平成２８年８月３１日に、原子力災害対策本部及び復興推進会議の合同で決定された「帰還困難区域の取り扱いに関する考え方」について、九つの基本的な方針と、四つの具体化に向けた検討課題について説明を受けました。

合同会合の際の、内閣総理大臣からの発言の要旨は次のとおりです。

・政府・与党一体となって、被災自治体の意見を汲み取り、本日「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」をまとめた。

・この基本方針をもとに、帰還困難区域の復興に一日も早く着手する。関係大臣は、地元の意見を踏まえながら年末を目途に具体策を検討し、関係法案の次期通常国会への提出や、来年度からの必要な予算等の措置に向けて、作業を進めること。

・帰還困難区域以外の区域についても、来年３月までに避難指示を解除できるよう、引き続き環境整備に取り組むこと。

・改めて、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、縦割りを排し、現場主義を徹底しながら、全力で被災地の復興に取り組むこと。

◆１０月１９日

・復興まちづくり計画（第二次）の検討状況について
・双葉総合公園への学校等の除染土壌等の一時保管について
・行政機構の見直しについて

議会のうごき

8月
- 17日　議会報編集員会
- 23日　双葉地方水道企業団議会定例会
- 24日～25日　町村議会正副議長・事務局長研修会
- 25日　福島県町村議会議長会中央要望活動
- 26日　双葉地方広域市町村圏組合議会定例会
- 31日　議会運営委員会・議会全員協議会

9月
- 8日～15日　第3回議会定例会
- 12日　議会全員協議会
- 13日　議会全員協議会
- 15日　議会全員協議会
- 21日　福島県町村議会議長会要望活動
- 23日　福島県市町村総合事務組合議会定例会

10月
- 2日　双葉町敬老会
- ふたばワールド・ｎかつらお
- 7日　双葉郡戦没者追悼式
- 19日　議会全員協議会
- 議会報編集委員会
- 24日　全国原子力発電所立地市町村議会サミット
- 第3回実行委員会
- 31日　福島県町村議会議員研修会

町議会と髙木経済産業副大臣との懇談会

平成 28 年 10 月 25 日

役場いわき事務所において、町議会と髙木陽介副大臣との懇談会を行いました。住民に直結する住民票に関すること、中間貯蔵世施設整備等影響緩和交付金の使途、墓地に関することなど、様々な内容について意見の交換を行いました。

福島県町村議会議議員研修会

平成 28 年 10 月 31 日

郡山市の「ビッグパレットふくしま」において、県内の議会議員を対象とした研修会が開かれました。

読売新聞社東京本社企画委員の青山彰久氏による「地方創生と地方議会の役割」、産経新聞社編集局政治部長の石橋文登氏による「これからどうなる政局・政治～安倍政権の展望と行方」と題した講演が行われました。

編集後記

震災から5年以上が経ち避難生活の心労もたまり、今後の生活に不安があるなか議会だよりご愛読ありがとうございます。

議会だより１１７号では、平成28年９月定例議会の議案・一般質問や議会の動きなどですが、ご愛読お願いいたします。

（菅野博紀）

【編集委員会】

委員長　白岩寿夫
副委員長　羽山君子
委員　菅野博紀
委員　岩本久人